地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画等の策定への支援）

国土交通省

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援（交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、旅客運送サービス継続計画策定事業）

○補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）

○補助対象経費：地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費
（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）

○補助率：１／２（上限額500万円又は1,500万円（地域公共交通計画）、1,000万円（地域公共交通利便増進実施計画）、500万円（地域旅客運送サービス継続実施計画））

地域公共交通計画の記載事項（イメージ）

○計画の効果な活用のために必要な視点

- **①地域戦略との一体性の確保**（まちづくり、医療・福祉、観光等との連携）
- **②モード間連携や多様な輸送サービスの活用**
- **③地域の多様な関係者の協働**
- **④交通圏全体を見据えた広域的な連携**
- **⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定**

○定量的な目標値（公共交通の利用者数、収支率、公的負担等）、補助対象系統の位置づけ等を記載

地域公共交通利便増進実施計画、旅客運送サービス継続計画の推進への支援（利便増進計画推進事業、旅客運送サービス継続計画推進事業）

○補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）

○補助対象経費：国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費（公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等）

○補助率：１／２

○補助対象期間：５年間

地域公共交通利便増進実施計画のイメージ